明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務・経済産業一）　一
○健康保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二〇）　二
○家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（農林水産六）　二

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務九六）　二
○健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（厚生労働二六）　三
○健康保険法施行規則附則第一条の五の規定により読み替えられた同令第百三十五条の二の二第二項第一号及び第百三十五条の七第一号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める額（同二七）　三
○健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率（同二八）　三
○健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率（同二九）　三
○出願公表後に名称変更がなされた件（農林水産三三九）　四
○保安林の指定をする件（同三四〇～三五三）　四
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（国土交通二三五）　五
○高速自動車国道に関する件（同二三六）　五
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習機関の登録事項の変更の件（同二三七）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局五〇）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局一八）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一九）　六
○道路に関する件（中国地方整備局一三）　七
○都市計画に関する件（九州地方整備局二四、二五）　七
○道路に関する件（北海道開発局一〇）　八

〔国会事項〕
内閣　財務省　福島県　栃木県　埼玉県　神奈川県　新潟県　長野県　山口県　愛媛県　静岡市　八

〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
労働
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（北陸信越運輸局最低賃金公示一）　九
公聴会
国指定東よか干潟鳥獣保護区及び同東よか干潟特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（環境省）　九
国指定肥前鹿島干潟鳥獣保護区及び同肥前鹿島干潟特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（同）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、司法書士懲戒処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他　二九

省　令

○総務省・経済産業省令第一号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第五条第一項（同法第六条第二項及び第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十七日

総務大臣　山本　早苗
経済産業大臣　宮沢　洋一

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ、ロ、ハただし書、ニ、ヘただし書、ト及びチ中「Ｑ００六五」を「Ｑ一七〇六五」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三条第一項の認定を受けている者は、この省令による改正後の特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第三条の基準に適合したものとみなす。

○厚生労働省令第二十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条第三項第一号の規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久